

## 回答

### 質問・回答

1. 企業・学生にメリットがある場合、合同企業説明会の開催時期を指定日よりも早めて開催することは可能か？

可能です。それに伴い、仕様を一部変更します（仕様変更箇所は下記赤字部分）。

変更前：令和5年11月18日(土)から令和5年12月10日(日)の土日又は祝日のいずれか1日。

変更後：令和5年11月3日(金)から令和5年12月10日(日)の土日又は祝日のいずれか1日。

※ただし、令和5年11月11日(土)・12日(日)を除く。

2. 学生と企業とのマッチング会について、大学2～3年生・短期大学1年生の他に大学1年生、大学院生、専門学校生を参加対象として開催することは可能か？

可能です。学生と企業とのマッチング会は、「インターンシップ等」の参加を希望する学生と企業との交流の機会を提供するものであり、広く学生の募集を呼びかけることは差し支えありません。

一方、委託仕様書に記載のとおり、主な対象は大学2～3年生・短期大学1年生となります。参加企業へのインターンシップ等の参加まで導くことを念頭に置き、就職活動の際のミスマッチ解消及び地元優良企業と学生との将来に向けたマッチングに繋がる内容を提案ください。